

山元町監査告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月26日

山元町監査委員 淀川 昭
山元町監査委員 阿部 均

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告する。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施した。

記

1 日 時 令和2年11月10日（火）午前10時00分～

2 場 所 山元町農水産物直売所 やまもと夢いちごの郷

3 対 象 株式会社 やまもと地域振興公社
(所管課：商工観光交流課)

4 着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適切に行われているか、その財政的援助等による所期の目的に沿った事業運営が行われているか、団体に対する所管課の指導監督が適切に行われているか主眼とし実施した。

5 概 要

監査対象団体から事前に提出を求めた資料及び出納関係帳簿に基づき、団体代表者等から出納、その他の事務の執行状況等について質疑等により監査を実施した。

6 結 果

出納その他の事務についてはおおむね適正に執行されており、設置目的に

沿って運営されているものと認められた。なお、地方自治法第199条第10項の規定に基づく意見等は次のとおりである。

【指摘事項】

- ・特になし

【注意事項】

- ・損益計算書に記載のある指定管理料については売上高ではなく、営業外 の収入に計上すべきである。